

処理コード	
5453	01
5453	02

農業者年金 経営移譲年金

基本額年金及び加算付年金
加算付年金の加算額

支給停止事由消滅届

この部分は必ず記入してください。

(1) 経営移譲年金証書の記号番号	記 号 番 号		
(2) (フリガナ) 氏 名			
(3) 生年月日	大正 1 年 月 日	昭和 2 年 月 日	
(4) 住 所	郵便番号	都 道 府 県	
(5) ※ 支給停止事由消滅年月日	平成 3 年 月 日	令和 4 年 月 日	
(6) 届出年月日 (JA受付年月日)	令和 4 年 月 日	(7) × 作成区分	01 02

この部分は、下記に該当しない方が記入する欄です。なお、特例支給の農業者老齢年金は失権します。

(8) 支給停止事由消滅の理由	支給停止事由消滅の詳細		★チェック欄
1	農地等の全部を処分した。		(8)に添欄該付の当さ○すれて印するの書い事類る由が。
2	農地等を10アール(道南を除く北海道の区域にあつては20アール。以下同じ。)以下に縮小した。		
3	農地所有適格法人に対する持分又は株式の全部を譲渡した。		
4	農地所有適格法人に対する持分又は株式の全部を譲渡し、農地等の全部を処分した。		
5	農地所有適格法人に対する持分又は株式の全部を譲渡し、農地等を10アール以下に縮小した。		
6	返還を受けた特定処分対象農地等の全部を再び譲受後継者に処分した。		
7	特定処分対象農地等の全部について再び譲受後継者に使用及び収益をさせることとなった。		

(9) 経営移譲をしたときの農地等の処分の相手方 (該当に○印)	1 第三者 2 後継者 3 農地等なし(法人の持分又は株式のみ) 4 後継者と第三者の両方	(10) 経営移譲は家族経営協定による夫婦経営移譲でしたか。(該当する場合のみ○印)	1 はい	★チェック欄
----------------------------------	--	--	------	--------

この部分の記入する欄です。額のみの支給停止解除する方が記入する欄です。

(11) 支給停止事由消滅の理由	支給停止事由消滅の詳細		(11) 当て欄すいるる。○書印類の添事由付にさ該れ
1	返還を受けた第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)の全部を返還日から1年(一時転用の場合は3年(注))経過後に特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。以下同じ。)に処分した。		
2	使用収益権の移転又は設定した第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)の全部について特定譲受者が使用及び収益することとなった。		
3	返還を受けた第二種加算対象農地等の全部を返還日から1年(一時転用の場合は3年(注))経過後に特定譲受者に処分した。		
4	使用収益権の移転又は設定した第二種加算対象農地等の全部について特定譲受者が使用及び収益することとなった。		
(12) 経営移譲をしたときの農地等の処分の相手方(該当に○印)	1 第一種特定譲受者 (第三者移譲及び分割移譲の場合) 2 第二種特定譲受者 (後継者移譲の場合)		

※JA記入欄			★農業委員会記入・確認欄			×基金記入欄		
農林漁業団体統一コード			農業委員会の住所記号			支給停止の消滅の対象となる年金の内訳 (該当番号に○印)		
種別	都道府県	団体コード	都道府県	市区町村コード	1 基本額年金 2 加算付年金(基本額及び加算額) 3 加算付年金の加算額のみ			
TEL - -			令和 年 月 日					
★受付印			TEL - -			×受付印		

上記の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。

上記チェック欄を記入して下さい。(確認後✓印を記入して下さい。)

該当欄	支給停止事由	添付書類
1	全て	農業者年金証書(なお、JAにおいて確認後届出者にお返しします。)
2	(8)欄 「1」、「2」、「6」、及び「7」	農地法第3条、第18条の許可申請書及び許可書の写、農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画(公告文及び各筆明細)、並びに当事者間の契約書若しくは返還通知書又は合意解約書の写(農地法の許可を要するときに、許可申請書又は許可書に権利移転の日の記載があるときは、契約書は不要)
3	(8)欄 「3」、「4」、「5」	当該事実を明らかにすることができる当該法人の代表者の証明書
4	(11)欄 全て	農地法第3条、第18条の許可申請書及び許可書の写、農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画(公告文及び各筆明細)、及び当事者間の契約書若しくは返還通知書又は合意解約書の写(農地法の許可を要するときに許可申請書又は許可書に権利移転の日の記載があるときは契約書は不要)(給付-10の2、給付-10の3、給付-2)
5	その他基金が必要と認め提出を求める書類等	

記入方法

農業者年金 経営移譲年金 { 基本額年金及び加算付年金 } 支給停止事由消滅届
 { 加算付年金の加算額 }

※印欄及び★印欄は記入しないでください。(※印欄はJAが★印欄は農業委員会が記入します。)

・支給停止の消滅の対象となる年金の内訳に応じて届出書表題中の{ }内部分の該当する字句に次のように○印を付してください。

・・・ 経営移譲年金 { 基本額年金及び加算付年金 } 支給停止 ・・・
 { 加算付年金の加算額 }

・基本額年金及び加算付年金に○印を付けた場合は、経営移譲年金の支給停止が消滅されるとともに特例支給の農業者老齢年金が支給されている場合は、この特例支給の農業者老齢年金は失権します。

【(1)欄から(7)欄はすべて記入してください。】

- (1)欄は、農業者年金証書の記号番号を記入してください。
- (2)欄は、届者の氏名をわかりやすく記入し、カタカナでフリガナを付してください。
- (3)欄は、該当する元号の数字(大正の場合は「1」を、昭和の場合は「2」)を○で囲み、
 例えば、昭和11年9月1日生まれの場合は、

大正	1	年	月	日
昭和	2	1	1	0
		9	0	1

 のように生年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。
- (4)欄は、届者の郵便番号及び住所を記入して下さい。
- (5)欄は、(8)欄又は(11)欄の事由に該当した処分をした年月日を記入してください。
- (6)欄は、初めてこの届出をJAへ提出した年月日を記入してください。
- (7)欄は、基金記入欄ですので、記入不要です。

【(8)欄から(10)欄は基本額年金(加算の付かない年金)及び加算付年金の支給停止事由が消滅する場合に記入してください。】

- (8)欄は、この欄に記載してある「1~7」の事由のうち、該当する事由の番号を○印で囲んでください。
 なお、「6」及び「7」の事由に該当した者の場合には、再処分の相手は当初の譲受後継者である必要があります。
 また、「6」及び「7」の事由に該当した者の場合で家族経営協定による夫婦経営移譲の場合は、夫婦共にこの届をそれぞれ提出する必要があります。
 * 「6」と「7」の違い・・・支給停止事由が発生した際において、事由の「6」は、受給権者に返還されていた特定処分対象農地を譲受後継者に処分した場合であって、また、事由の「7」は、受給権者に返還せずに、譲受後継者が転貸(又貸し)していた場合です。
- (9)欄は、経営移譲したときに農地等の処分をした相手方を、該当する番号を○印で囲んでください。
- (10)欄は、経営移譲が、夫婦経営移譲に該当する場合のみ番号を○印で囲んでください。

【(11)欄及び(12)欄は、加算付経営移譲年金の加算額部分のみの支給停止事由が消滅する場合に限り記入してください。】

(11)欄は、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。以下同じ。(注))に対する第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)又は第二種加算対象農地等の処分について「1~4」のうち該当する事由の番号の1つを○印で囲んでください。

(注)「特定譲受者相当者」とは、平成13年12月31日以前に経営移譲した受給権者が経営移譲において使用収益権を設定した農地等の返還を受ける等した後、当該農地等を平成14年1月1日以後、第三者である被保険者相当者、農地中間管理機構、JAなどに再処分する場合におけるその相手方を指すものである。

- ・第一種加算対象農地等とは
 経営移譲のときに、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)である第三者(第一種特定譲受者といいます。)に使用収益権を設定した農地等のことをいいます。
 - ・第二種加算対象農地等とは
 経営移譲のときに、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)である後継者(第二種特定譲受者といいます。)に使用収益権を設定した農地等のことをいいます。
 - ・改定対象農地等とは
 当初の経営移譲が後継者移譲であったが、その後に第一種特定譲受者に対して経営移譲のやり直し、加算付年金に改定となった場合の農地等のことをいいます。
- (12)欄は、経営移譲したときの処分の相手方が第一種特定譲受者であった場合は「1」を、第二種特定譲受者であった場合は「2」を○印で囲んでください。